

秋田県モデル工事等実施証明書発行要領

(総則)

第1条 この要領は、秋田県ICT活用モデル工事、秋田県簡易型ICT活用モデル工事、秋田県女性技術者活躍モデル工事及び秋田県週休2日制工事（以下これらを「秋田県モデル工事等」という。）における各実施要綱に定める実施証明書（以下「実施証明書」という。）の発行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 実施証明書は、秋田県モデル工事等を実施し、その完成検査に合格したことを証明する書類をいう。

(実施証明書の様式)

第3条 実施証明書は別紙によるものとし、秋田県ICT活用モデル工事实施証明書及び秋田県簡易型ICT活用モデル工事实施証明書にはICT活用職種（秋田県ICT活用モデル工事实施証明書は別表1、秋田県簡易型ICT活用モデル工事实施証明書は別表2による。）を、秋田県女性技術者活躍モデル工事实施証明書には女性技術者の配置役割等（別表3による。）を、秋田県週休2日制工事实施証明書には達成区分（別表4による。）をそれぞれ明示するものとする。

(実施証明書の発行)

第4条 実施証明書の発行は、秋田県モデル工事等の発注公所長が行うものとし、秋田県モデル工事等を実施し、その完成検査に合格したことを確認したものについて行うものとする。なお、実施証明書の発行日は、当該工事の完成検査結果通知日とする。

(実施証明書の発行対象)

第5条 実施証明書の発行対象は、該当する秋田県モデル工事等の受注者とする。なお、受注者が共同企業体の場合は、秋田県ICT活用モデル工事、秋田県簡易型ICT活用モデル工事及び秋田県週休2日制工事においては全ての構成員に対して、秋田県女性技術者活躍モデル工事においては女性技術者が所属する構成員に対して発行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和元年7月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和2年3月13日技管－734 一部改正）

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和2年9月8日技管－297 一部改正）

- 1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和2年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和3年9月9日技管－342 一部改正）

- 1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和3年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和4年3月1日技管－693 一部改正）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和4年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和4年3月22日技管－764 一部改正）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和4年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和4年9月13日技管－557 一部改正）

- 1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和4年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和5年3月3日技管－1120 一部改正）

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和5年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和5年9月14日技管－461 一部改正）

- 1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和5年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和6年3月8日技管－851 一部改正）

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の秋田県モデル工事実施証明書発行要領の規定は、令和6年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

別紙

文 書 番 号
〇〇 年 月 日

様

契約担当者

秋田県〇〇〇〇工事実施証明書

次の工事は、秋田県〇〇〇〇工事を実施したことを証明する。

工 事 名		
工 事 番 号		
工 事 場 所		
契 約 金 額	¥ ー	
契 約 年 月 日	〇〇 年 月 日	
工 期	着 工 年 月 日	自 〇〇 年 月 日
	完 成 年 月 日	至 〇〇 年 月 日
完 成 年 月 日	〇〇 年 月 日	
受 注 者		
主任（監理）技術者		
区 分	(別表1～4のとおり)	

別表 1

<input type="checkbox"/> 土工	<input type="checkbox"/> 舗装工
<input type="checkbox"/> 河川浚渫	<input type="checkbox"/> 地盤改良工
<input type="checkbox"/> 法面工	<input type="checkbox"/> 舗装工（修繕工）
<input type="checkbox"/> 土工（1,000m ³ 未満）	<input type="checkbox"/> 小規模土工
<input type="checkbox"/> 構造物工（橋脚・橋台）	<input type="checkbox"/> 擁壁工
<input type="checkbox"/> 基礎工	

（注）当該工事において、ICTを活用した工種は■印である。

別表 2

<input type="checkbox"/> 土工	<input type="checkbox"/> 舗装工
<input type="checkbox"/> 構造物工（橋脚・橋台）	<input type="checkbox"/> 擁壁工
<input type="checkbox"/> 基礎工	

（注）当該工事において、ICTを活用した工種は■印である。

別表 3

配置役割	資格区分
<input type="checkbox"/> 監理技術者	<input type="checkbox"/> 区分 1
<input type="checkbox"/> 監理技術者補佐	<input type="checkbox"/> 区分 2
<input type="checkbox"/> 主任技術者	<input type="checkbox"/> 区分 3
<input type="checkbox"/> 現場代理人	<input type="checkbox"/> 区分 4
<input type="checkbox"/> 担当技術者	
本工事に配置した女性の氏名 ()	（注）当該工事における配置役割、資格区分は■印である。

別表 4

<input type="checkbox"/> 完全週休 2 日	(閉所率28.5%以上)
<input type="checkbox"/> 準完全週休 2 日	(閉所率28.5%以上)
<input type="checkbox"/> 4週8休以上	(閉所率28.5%以上)

（注）当該工事における達成区分は■印である。
（注）現場閉所率：対象工期内の現場閉所日数の割合